

徳島県告示第二百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定の番号	指定の年月日	位 置	指 定 道 路	
			幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第一千二百四号	令和四年四月二十八日	美馬市脇町字拝原八二八番四及び八二五番一の一部	五・〇〇	一七・五六